

2008 年 9 月 6 日

2023 年 1 月 20 日

## 日本コミュニケーション障害学会 研究に関する倫理ガイドライン

本ガイドラインは、コミュニケーション過程に関わる基礎的研究およびその障害に関わる診断・評価方法、原因および実態の理解、生活の質の向上を目指す支援方法などの検討を目的とする研究であって、人を対象とするものについて、本学会の倫理的な指針を示す。

なお、研究にあたっては所属する機関の倫理審査を受けることを原則とする。審査機関がない場合は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号。令和 4 年 3 月 10 日一部改正）および「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 ガイダンス」に従って研究を遂行する。

### 1. 研究の目的及び基本方針

- ・本学会の会員は、以下の事項を研究の基本方針として遵守しなければならない。
  - ① 社会的および学術的意義を有する研究を実施すること。
  - ② 研究分野の特性に応じた科学的合理性を確保すること。
  - ③ 研究により得られる利益および研究対象者への負担その他の不利益を比較考量すること。
  - ④ 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮をすること。
  - ⑤ 研究に利用する個人情報等を適切に管理すること。
  - ⑥ 研究の質および透明性を確保すること。

### 2. 説明と同意

- ・本学会の会員は、コミュニケーションやその障害にかかわる活動を行う場合、研究協力者に対して研究の目的や内容および方法等を説明し、理解を求めた上で、原則として書面により同意を得なければならない。
- ・研究協力者が年少者の場合は、理解可能な方法で説明し同意を得ることが望ましい。あるいは身体的・心理的・社会的機能の制約により本人から十分な理解と了解を得ることが困難な場合であっても、コミュニケーション能力に応じたコミュニケーション支援を講じながら説明を行い、できる限り研究協力者自身の同意を得ることが望ましい。
- ・研究協力者が年少者あるいは身体的・心理的・社会的機能の制約により本人の同意を得るのが難しい場合は、代諾者の同意を得た上で代諾者が書面に記入する。また、やむを得ない場合に限り、公正な立会人が本人の代理人として書面に記入する。

- ・ 一旦同意し、研究参加を開始しても、その途中で同意の撤回又は拒否ができることを事前に説明しなければならない。
- ・ 事前に研究目的の詳細を伝えることが研究の妥当性を損ねる場合には、事後に説明を行うものとする。

## 2. 研究者の責務

- ・ 研究者は、研究の実施にあたっては、研究の過程や結果の公表にあたり研究協力者に不利益を生じたり、心理的・身体的危害を与えてはならない。
- ・ 研究者が指導者的立場にある場合、それを利用して必要以上に個人のプライバシーを侵したり、研究への参加を強要してはならない。

## 3. 個人情報の管理と公表に伴う責任

- ・ 研究者は、同意の得られた目的に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- ・ 研究のすべてのプロセスで得られた個人情報は、他者に漏れないよう厳重に保管・管理しなければならない。保管の年数は、データの保管に準ずる。
- ・ 研究の結果を公表する際には、研究協力者が特定されることのないよう配慮しなければならない。万一、研究対象者が特定できないようにすることが困難な場合は、同意を得なければならない。

## 4. 利益相反（Conflict of Interest：COI）

- ・ 研究者は、自らが行う研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利害関係に十分注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。
- ・ 研究者は、「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」（厚生労働省、令和3年）に従い、研究の透明性の確保と適正な管理に努めなければならない。